

羽島市審議会等における委員公募及び要旨公開に関する方針

平成 18 年 3 月 24 日決裁

平成 24 年 3 月 30 日決裁

平成 30 年 8 月 8 日決裁

市民の市政への参画を促進し、開かれた市政運営を行うことによる市民協働の推進を図るため、次のとおり、審議会等における委員公募及び要旨公開に関する方針を定める。

I 審議会等

この方針の対象となる審議会等は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に基づき設置する附属機関及び規則、要綱等により設置する附属機関に準ずるもの（以下「審議会等」という。）とする。

II 委員の公募

1 公募の基準について

審議会等のうち、市民等の意見を求め、その意見を政策形成や行政運営に反映させることを主な目的として設置された機関の委員を選任し、又は決定するときは、当該審議会等の設置目的や審議事項等の特性に応じて、委員の一部又は全部を公募する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令等により委員の資格が定められているもの
- (2) 専門的な知識や経験等を要するもの
- (3) 市民のプライバシーに関する事項を審議するもの
- (4) その他審議内容により委員の公募がなじまないもの

なお、前記ただし書に基づき委員を公募しない場合は、説明責任を果たせるよう、その理由を明らかにするものとする。

2 公募する委員数について

公募による審議会等の委員（以下「公募委員」という。）数は、原則として、次のとおりとする。

審議会等の委員数	公募委員数
16 人以上	3 人程度
10 人以上 15 人以下	2 人程度
9 人以下	1 人程度

3 募集の方法について

公募委員の募集は、市ホームページ、市広報紙等に募集記事を掲載して行い、募集記事に掲載する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 審議会等の名称
- (2) 募集の目的又は主な審議内容
- (3) 応募資格
- (4) 募集人員
- (5) 任期及び報酬
- (6) 応募方法
- (7) 選考方法
- (8) 応募期間
- (9) 問い合わせ先

4 公募委員の資格について

公募委員の資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市に1年以上在住する20歳以上の者
- (2) 本市の他の審議会等の委員でない者
- (3) 本市の職員又は議員でない者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

5 応募の方法等について

公募委員の応募は、次に掲げる事項を記載した羽島市公募委員応募申込書（第1号様式）を提出させることにより行うものとする。

- (1) 審議会等の名称
- (2) 住所、氏名、生年月日及び連絡先
- (3) 市民となった日
- (4) 現在の職業
- (5) 勤務先・通学先等
- (6) 審議会等委員就任状況
- (7) 自己アピール・活動経験
- (8) 審議会等の内容に対する考え方、応募の動機、抱負等
- (9) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

6 選考方法について

公募委員の選考は、審議会等の事務を処理する課等に選考委員会を設置し、概ね次の方法により行うものとする。

- (1) 公募委員の選考は、前項に規定する応募申込書等による書類審査とする。
- (2) 前号による書類審査により決定することが困難な場合は、併せて面接、抽選等により決定することができるものとする。
- (3) 公募委員は、次の評定項目を記載した公募委員審査評定表（第2号様式）等により評価し、選考するものとする。

ア 熱意と目的意識

イ 各審議会等に係る内容の現状理解と今後に向けた提言

ウ 候補者の公正・公平性

- (4) 審議会等の事務を処理する課等においては、審査の参考とするため、必要に応じて、公募委員選考に係る補足資料（第3号様式）を作成するものとする。
- (5) 選考委員会の構成員、当該委員会委員の選考方法等については、各審議会等の設置目的等を考慮したうえ、審議会等の事務を処理する課等において個別で定めるものとする。

7 再募集等について

委員の公募を実施したにもかかわらず、次に掲げる理由により募集人員に達しなかった場合で、当該募集した人数を満たす必要がある場合は、再募集や関係団体からの推薦など、他の方法で委員を選任し、又は決定することができる。

- (1) 応募がなかった場合
- (2) 募集した人数に応募者が達しなかった場合
- (3) 選考の結果、募集した人数に達しなかった場合

8 応募者への通知について

選考の結果は、応募者全員に文書で通知する。

III 要旨の公開

1 要旨の公開の原則について

開かれた市政を推進するため、審議会等の議事の概要を記録した要旨は、開催の日から1月以内に公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、要旨を公開しないことができる。

- (1) 法令、条例等に特別の定めがある場合
- (2) 羽島市情報公開条例（平成10年羽島市条例第29号）第9条第1項各号に該当する場合
- (3) 公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないおそれがある場合

なお、前記ただし書に基づき要旨を公開しない場合は、説明責任を果たせるよう、その理由を明らかにするものとする。

2 要旨の公開の方法について

- (1) 公開する審議会等の要旨は、市ホームページに掲示するとともに、当該審議会等の事務を処理する課等において、閲覧に供するよう備え付ける。この方針により公開すべき期間は、会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日までとする。

- (2) 要旨とともに、委員名簿を公開するものとする。

3 要旨の公開の留意事項について

審議会等の要旨の公開は、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 開催日時、開催場所、出席者、議事内容の要旨を公開する。
- (2) 議事内容は発言者を特定しない形で簡潔にまとめ、発言要旨が伝わる程度の内容とする。
- (3) 議事において特に重要と思われる決定事項がある場合、分かりやすく明確に記載する。
- (4) 出席者への内容確認等を行わないものとし、次のいずれかに該当する場合は、該当部分を公開しないことができる。

ア 個人又は団体に関する情報であって、特定の個人又は団体が識別され得るものうち、通常他人に知られたいと認められる発言部分

イ その他公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害されると認められる発言部分

また、会議資料等の情報提供にあたっては、羽島市情報公開条例第9条第1項各号に該当する事項の取扱いに十分留意する。

IV その他

1 事務の所管について

公募及び要旨公開に係る事務は、審議会等の事務を処理する課等が所管する。

2 適用について

この方針は、平成18年4月1日から適用することとする。ただし、公募委員の導入については、平成18年10月1日以降に審議会等の委員の任期が満了するものから適用する。

(参考)

「1 公募の基準について」の「(4) その他審議内容により委員の公募がなじまないもの」として、審議会等の委員を公募しない場合の基準

- (1) 行政処分等の事前審査又は助言を目的とするもの
- (2) 不服申し立ての審査を行うもの
- (3) 紛争の調停を目的とするもの
- (4) 試験の実施を目的とするもの
- (5) 関係機関相互の連絡調整を目的とするもの
- (6) 審議結果によって、特定の者又は団体等に直接の利害を及ぼすことが想定されるもの
- (7) その他対象地域を限定して行うものや審議期間が一時的であるものなど、広く市民から公募することが適当でないもの